証券コード　9831
平成28年５月27日

株　主　各　位

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社　ヤマダ電機
代表取締役社長　桑野光正

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後６時までに以下のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

所定の議決権行使ウェブサイトにパソコンでアクセスし、上記の行使期限までに賛否をご登録ください。詳細につきましては３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻　午前９時）

２．場　　所　　群馬県高崎市栄町１番１号
本社　12階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第39期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案　剰余金処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役17名選任の件

第４号議案　監査役１名選任の件

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の内容改定の件

＜株主提案（第６号議案）＞

第６号議案　定款の一部変更の件（株主提案による議案）

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.yamada-denki.jp/）に掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

(1)書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ保護のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

(2)行使期限は平成28年6月28日(火曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めに行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4)パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5)インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

【 ご注意 】

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。
なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (下記)までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00～21:00)

(2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00～17:00)

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府及び日銀の各種政策を背景に、期の前半は、株式市場の堅調な推移、円安、原油安等の背景により、企業業績の改善、雇用環境の改善等、景気は緩やかな回復傾向が見られました。一方、期の後半は、中国及び新興国の景気減速リスクの顕在化、平成28年年明け以降の急激な円高進行と株価の変動など、景気の先行きは依然として不透明で予断を許さない状況が続いています。

当社が属する家電流通業界においては、生活必需品としての買い替え需要に下支えられ、一部商品は堅調かつ好調に推移しましたが、家電エコポイント制度や消費増税に伴う耐久消費財としての需要先食いの長引く反動減の影響は続きました。

商品別では、テレビが大型化や４Ｋテレビの需要増加に伴う単価の上昇により好調な推移が続いておりましたが、年明け以降の単価上昇の一巡感及び消費増税に伴う影響から通期では伸び悩みました。冷蔵庫、洗濯機、レンジ・調理家電、クリーナー、理美容家電等の白物家電が好調に推移しました。エアコンは、夏季の猛暑、第３四半期以降の暖冬や年初の大雪、気温低下等、季節ごとに大きな変動があり不安定な販売環境が続きました。その他、パソコン本体、デジカメ、携帯電話等の情報家電全般が伸び悩みました。

このような家電市場の状況を背景に、ヤマダ電機グループは、これまで数年来にわたって取り組んできた、「人事制度改革」「店舗効率向上改革」等の各種構造改革の実行に加え、日本最大級の店舗ネットワークの強みを活かしたお客様本位のサービス向上を目指し、「暮らしのサポートサービス（見守りサービス、Ｎｅｗ Ｔｈｅ 安心、長期保証等）」「スマートハウスサービス（株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ヤマダ・ウッドハウス）」「リフォームサービス（株式会社ハウステック）」「ヤマダネットモールサービス（ヤマダモール、ヤマダウェブコム）」「環境ビジネス（リユース&アウトレット店、株式会社シー・アイ・シー、インバースネット株式会社、東金属株式会社）」「ファイナンスカードサービス（株式会社ヤマダフィナンシャル、ポイント会員サービス、法人サービス等）」「独自の商品開発サービス（ＨＥＲＢ Ｒｅｌａｘ、Ｅｖｅｒｙ Ｐａｄシリーズ、デザイン家電シリーズ等）」等、ＩｏＴ時代をリードする企業として積極的に展開、推進してまいりました。

営業面においては、大規模な店舗閉鎖を断行することで自社競合解消、業態転換や店舗改装による商品構成の見直し、在庫の最適化、人員管理と配置のシステム化による販売効率の最適化・最大化等が図れたことにより店舗効率が大幅に向上しました。「独自のＩｏＴビジネスの展開」と「各種構造改革の推進」「量から質への転換」「モノ（商品）提案からコト（サービス等）提案の強化」等の取り組みにより、各種政策や消費増税の長引く反動減をはじめとした諸要因により家電市場が伸び悩む中、売上総利益率が前期と比較して大幅に改善、各種販売管理費についても大幅な削減が図られ、成果として現れてまいりました。

ヤマダ電機グループは、３人の代表取締役体制（平成28年４月1日付）のもと、今後も日本最大級のネットワーク・サービスのＩｏＴ企業として、「新規ビジネスの開発と推進」「各種構造改革の強化・推進」「既存ビジネスの強化」により、更なる成果につなげられるよう取り組み、挑戦を続けてまいります。

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないＣＳＲ経営を継続して実践、積極的な活動を続けております。ＣＳＲ活動内容の詳細については、「ＣＳＲレポート」をはじめ「月次ＣＳＲ活動」等、当社ウェブサイトへ継続して掲載しております。
（ http://www.yamada-denki.jp/csr/index.html ）

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、947店舗（単体直営637店舗、ベスト電器161店舗、その他連結子会社149店舗）となり、ＦＣ含むグループ店舗数総計は12,087店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,612,735百万円（前期比3.1％減）、営業利益58,158百万円（前期比192.0％増）、経常利益62,734百万円（前期比76.5％増）、親会社株主に帰属する当期純利益30,395百万円（前期比225.4％増）となりました。
なお、売上高については、前連結会計年度に発生した平成26年３月31日までの消費増税前の駆け込みに伴う受注売上の引き渡しの平成26年４月１日以降へずれ込み及び連結子会社の会計期間（個別は４月１日から翌年３月末日、連結子会社は３月１日から翌年２月末日）の違いが特殊要因として発生しており、売上高前年比が減少しておりますのでご留意ください。
また、特殊要因として、平成28年年明け以降の急速な円高に伴い、為替差損が4,054百万円発生しており、本特殊要因を除いた場合の経常利益の参考値は、66,789百万円となり、概ね業績予想通りの着地となっております。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

品目別＼期別	前期（自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）		当期（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）		増減（△は減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
家電・情報家電	1,439,142	86.5	1,392,336	86.3	△46,806	△3.3
非家電	225,227	13.5	220,399	13.7	△4,828	△2.1
合計	1,664,370	100.0	1,612,735	100.0	△51,635	△3.1

（注） 消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、26,901百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

テックランド上尾店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品21,232百万円、事業用土地等455百万円、Concept LABI TOKYO他の差入保証金5,213百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成27年５月７日開催の取締役会において、ソフトバンク株式会社（平成27年７月１日付でソフトバンクグループ株式会社に商号変更）との間に資本業務提携契約の締結及び同社に対して第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議し、平成27年５月25日に22,760百万円の払込みを受けました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年９月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社キムラヤセレクトを吸収合併いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第36期 (平成25年３月期)	第37期 (平成26年３月期)	第38期 (平成27年３月期)	第39期 (平成28年３月期)
売上高(百万円)	1,701,489	1,893,971	1,664,370	1,612,735
経常利益(百万円)	47,906	50,187	35,537	62,734
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	22,203	18,666	9,340	30,395
１株当たり当期純利益	23円56銭	20円21銭	11円73銭	38円22銭
総資産(百万円)	1,138,389	1,196,288	1,122,407	1,146,722
純資産(百万円)	555,391	553,354	509,397	557,722

(注) 当社は平成25年８月12日開催の取締役会において、平成25年10月１日付で株式１株につき10株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第36期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
南九州ヤマダ電機株式会社	100	60.0	家電・情報家電等の販売
株式会社沖縄ヤマダ電機	100	100.0	家電・情報家電等の販売
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社マツヤデンキ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社星電社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	84.6	産業廃棄物処理委託業務
株式会社ヤマダエコソリューション	20	70.0	商品の配送及び取付け工事業務
インバースネット株式会社	122	77.1	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム	9,068	51.9	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売
株式会社ハウステック	350	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株式会社ベスト電器	37,892	52.1	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ﾄﾞﾙ 66	100.0 (50.0)	家電・情報家電等の販売
山田電機（中国）投資有限公司	百万ﾄﾞﾙ 30	100.0	投資、卸売業
株式会社ワイズセレクト	10	100.0	医薬品・日用品等の販売

（注）1．議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．株式会社ワイズセレクトは、平成27年７月１日付で株式会社キムラヤセレクトを分割会社とする会社分割（新設分割）により新規設立しております。
3．株式会社キムラヤセレクトは、平成27年９月１日付で当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

平成29年３月期につきましては、平成28年年明け以降の株式や為替等の金融市場の変動の影響、中国をはじめとした新興国の景気減速のリスクが高ま

ることも予想される一方で、今後、金融市場の調整が一服することも予想されますが、先行きは依然として不透明な状況にあります。

しかしながら、国内においては、雇用環境の改善による所得情勢改善から個人消費の増加、資源価格の下落や堅調な設備投資の増加をはじめ企業業績の改善が続くことが予想されます。その他、夏季のリオデジャネイロオリンピック等のイベントによる関連市場の盛り上がり、平成29年４月の消費増税前の駆け込み需要が限定的ではありますが想定されるなど、全体としての国内景気は緩やかな回復基調が続くと予想されます。

ヤマダ電機グループが属する家電流通市場においては、これら堅調な景気に下支えられ、オリンピック開催に伴う映像関連の需要拡大、白物家電の底堅い買い替え需要の発生、消費増税前の駆け込み需要（限定的）等により、堅調に推移することが予想されます。

当社は、このような市場環境の中、家電専門店としての事業領域の幅と深さを追求し、日本最大級の店舗ネットワーク、サービスネットワークの強みを活かした独自のＩｏＴで「モノからコト」へ顧客満足向上のための新たなビジネスの開発、各種構造改革の継続推進、既存ビジネスの強化により「量から質への転換」を図り、中長期視点での構造改革や取り組みを継続して実践し、売上総利益率の改善、販売管理費の削減等、収益性及び企業価値の向上に努めてまいります。

これからも家電業界のリーディングカンパニーとして、さまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、ヤマダ電機グループ内のシナジーを活かしたＣＳＲ経営を推進し、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、主として家庭用電気製品、デジタル関連製品等を取り扱う大型家電専門店の多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

① 株式会社ヤマダ電機

北海道	34	埼玉県	33	静岡県	13	鳥取県	5	佐賀県	7
青森県	10	千葉県	33	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	39	愛知県	29	岡山県	14	長崎県	5
岩手県	10	神奈川県	34	滋賀県	6	広島県	14	熊本県	4
宮城県	18	新潟県	19	大阪府	17	山口県	13	宮崎県	13
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	4
福島県	14	石川県	9	兵庫県	19	高知県	9		
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	8		
茨城県	14	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	19	山梨県	5	和歌山県	5	福岡県	27	合計	637

② 南九州ヤマダ電機株式会社

鹿児島県	4							合　計	4

③ 株式会社沖縄ヤマダ電機

沖 縄 県	7							合　計	7

④ 株式会社マツヤデンキ

北 海 道	9	千 葉 県	4	大 阪 府	20	香 川 県	3		
岩 手 県	1	東 京 都	1	京 都 府	6	徳 島 県	3		
山 形 県	1	新 潟 県	1	兵 庫 県	5	高 知 県	1		
福 島 県	1	愛 知 県	15	奈 良 県	2	熊 本 県	4		
埼 玉 県	1	滋 賀 県	2	岡 山 県	5	鹿児島県	1	合　計	86

⑤ 株式会社星電社

兵 庫 県	7							合　計	7

⑥ 株式会社九州テックランド

福 岡 県	5	大 分 県	5	熊 本 県	7				
佐 賀 県	1	長 崎 県	1	鹿児島県	11			合　計	30

⑦ 株式会社Project White

北 海 道	1	東 京 都	6	愛 知 県	1	福 岡 県	1	合　計	9

⑧ 株式会社ワイズセレクト

東 京 都	5							合　計	5

⑨ 株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北 海 道	6	神奈川県	5	岡 山 県	1	佐 賀 県	9	沖 縄 県	9
岩 手 県	1	長 野 県	1	山 口 県	4	大 分 県	10	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	11
埼 玉 県	3	静 岡 県	1	香 川 県	1	長 崎 県	12	ﾏﾚｰｼｱ	7
千 葉 県	2	兵 庫 県	1	徳 島 県	1	熊 本 県	19		
東 京 都	1	島 根 県	3	福 岡 県	45	宮 崎 県	8	合　計	161

⑩ 山田電機（瀋陽）商業有限公司

中　国	1							合　計	1

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
19,183（10,219）名	1,222名減（485名減）

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,725（8,487）名	170名減（448名減）	35.4歳	10.0年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	88,137百万円
株式会社三井住友銀行	49,626
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	45,504
株式会社東和銀行	12,670
株式会社群馬銀行	12,580
株式会社八十二銀行	12,530
株式会社北越銀行	4,210
株式会社西日本シティ銀行	4,000
三井住友信託銀行株式会社	1,184

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　2,000,000,000株
② 発行済株式の総数　966,489,740株
③ 株主数　75,936名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社テックプランニング	65,327	8.14
ゴールドマンサックスインターナショナル（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	56,087	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	50,287	6.27
ソフトバンクグループ株式会社	48,324	6.02
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド（常任代理人　立花証券株式会社）	33,852	4.22
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント　ジェイピーアールデイ　アイエスジー　エフアイーエイシー（常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	30,447	3.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,268	3.52
山田　昇	24,516	3.06
株式会社群馬銀行	17,410	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	16,591	2.07

（注）１．当社は、自己株式を164,133千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2013年度新株予約権（平成25年７月12日発行）	4,784個	普通株式 478,400株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成25年７月13日から平成55年７月12日まで
2014年度新株予約権（平成26年７月14日発行）	4,607個	普通株式 460,700株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成26年７月15日から平成56年７月14日まで
2015年度新株予約権（平成27年７月13日発行）	6,289個	普通株式 628,900株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成27年７月14日から平成57年７月13日まで

（注）１．上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

・新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

２．新株予約権者は、上記払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	役員の保有状況		
	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役	監査役
2013年度新株予約権（平成25年７月12日発行）	新株予約権の数 4,430個 保有者数 13人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 286個 保有者数 ２人(注)
2014年度新株予約権（平成26年７月14日発行）	新株予約権の数 4,467個 保有者数 14人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 140個 保有者数 １人(注)
2015年度新株予約権（平成27年７月13日発行）	新株予約権の数 6,289個 保有者数 14人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人

（注）取締役の地位にあったときに交付されたものであります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

④　その他の新株予約権等の状況

平成26年５月27日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年６月12日発行）
新株予約権の数（個）	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	自　平成26年６月26日 至　平成31年６月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　538 資本組入額　269
新株予約権の行使条件	平成31年３月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
新株予約権付社債の残高（百万円）	100,316

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

会社における地位	担当	氏名
代表取締役社長	代表執行役員	山田　昇
代表取締役副社長	代表執行役員	一宮忠男
取締役	執行役員常務総務本部長	桑野光正
取締役	執行役員専務Newﾋﾞｼﾞﾈｽ開発室長	飯塚裕恭
取締役	執行役員専務経営企画室長兼SXL担当室長兼CSR推進室長	岡本　潤
取締役	執行役員常務ｻｰﾋﾞｽ本部長兼商品営業部長	栗原正明
取締役	上席執行役員法務室長	樋口春彦
取締役	上席執行役員法人事業本部長	小林辰夫
取締役	上席執行役員LABI新宿東口館店長	佐俣信一
取締役	上席執行役員ｻｰﾋﾞｽ副本部長兼業務部長	福井　章
取締役	上席執行役員開発本部長	山田重彰
取締役	上席執行役員広告ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ本部長	山田　傑
取締役	上席執行役員管財本部長兼関係会社管理室長	古谷野賢一
取締役	上席執行役員営業本部長	折田正二
取締役		得平　司
取締役		福山裕幸
監査役（常勤）		五十嵐　誠
監査役（常勤）		唐澤銀司
監査役		中村　豊
監査役		高橋正光

（注）１．取締役得平　司氏及び福山裕幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役中村　豊氏及び高橋正光氏は、社外監査役であります。
３．当社は社外取締役及び社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容	摘要
代表取締役	山田　昇	㈱テックプランニング ㈱ヤマダ・ウッドハウス	代表取締役 代表取締役	
代表取締役	一宮忠男	㈱テックプランニング	監査役	
取締役	桑野光正	㈱シー・アイ・シー ㈱ワイ・ジャスト 東金属㈱	取締役 取締役 取締役	
取締役	飯塚裕恭	南九州ヤマダ電機㈱ ㈱沖縄ヤマダ電機 インバースネット㈱ ㈱ハウステック	取締役 取締役 取締役 取締役	

区分	氏　　名	兼職する他の法人等	兼職の内容	摘要
取締役	岡　本　　潤	㈱Project White ㈱シー・アイ・シー ㈱ワイズセレクト ㈱ベスト電器 ㈱ヤマダ・ウッドハウス 東金属㈱ ㈱ヤマダエコソリューション ㈱ハウステック	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	
取締役	栗　原　正　明	㈱Project White 南九州ヤマダ電機㈱ ㈱ヤマダエコソリューション コスモス・ベリーズ㈱ ㈱シー・アイ・シー インバースネット㈱	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	
取締役	樋　口　春　彦	㈱テックプランニング	取締役	
取締役	福　井　　章	㈱ヤマダエコソリューション ㈱テス ㈱群馬総合設備 ㈱ベスト電器	取締役 取締役 取締役 取締役	
取締役	山　田　重　彰	㈱ヤマダ・ウッドハウス ㈱群馬総合設備 ㈱テックプランニング	取締役 取締役 取締役	
取締役	山　田　　傑	㈱プインプル ㈱テックプランニング	代表取締役 代表取締役	
取締役	古谷野　賢一	㈱ハウステック ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム ㈱ベスト電器 ㈱シー・アイ・シー インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱テス ㈱ヤマダ・ウッドハウス 東金属㈱ ㈱ワイズセレクト	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役	
取締役	折　田　正　二	㈱九州テックランド ㈱沖縄ヤマダ電機 南九州ヤマダ電機㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ベスト電器	代表取締役 代表取締役 代表取締役 取締役 取締役 取締役	
取締役	得　平　　司	㈱クロス ㈲フィック	代表取締役 代表取締役	
取締役	福　山　裕　幸	福山裕幸技術士事務所	代表	

区分	氏　　名	兼職する他の法人等	兼職の内容	摘要
監査役	五十嵐　誠	㈱沖縄ヤマダ電機 南九州ヤマダ電機㈱ ㈱シー・アイ・シー ㈱ヤマダエコソリューション インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱九州テックランド ㈱ワイ・ジャスト ㈱テス ㈱群馬総合設備 ㈱ワイズセレクト ㈱Project White ㈱ハウステック ㈱ヤマダ・ウッドハウス ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム ㈱ベスト電器 東金属㈱ ㈱テックプランニング	監査役 監査役	
監査役	唐澤銀司	㈱沖縄ヤマダ電機 南九州ヤマダ電機㈱ ㈱シー・アイ・シー ㈱ヤマダエコソリューション インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱九州テックランド ㈱ワイ・ジャスト ㈱テス ㈱ワイズセレクト ㈱Project White ㈱ハウステック ㈱ヤマダ・ウッドハウス 東金属㈱	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役	
監査役	中村　豊	㈱ジェイアイエヌ	取締役	
監査役	高橋正光	ひかり税理士法人 ㈲高橋税務経営事務所	代表社員 代表取締役	

5．社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
唐 澤 銀 司	平成27年６月26日	辞任	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	17名 (2)	791百万円 (8)
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	46 (10)
合　　計	21	837

（注）１．上記には平成27年６月26日開催の第38回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成25年６月27日開催の第36回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額300百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額112百万円（取締役14名）。
・当事業年度における株式報酬型ストックオプションのための報酬224百万円（取締役15名）。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役得平　司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社は株式会社クロスと業務受託等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社フィックと当社の間には特別の関係はありません。
・取締役福山裕幸氏は、福山裕幸技術士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役中村　豊氏は、株式会社ジェイアイエヌの取締役であります。当社は同社との間に商品仕入等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.04%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。

・監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役得平　司	20回	95%	－回	－%
取締役福山裕幸	15回	94%	－回	－%
監査役中村　豊	20回	95%	13回	100%
監査役高橋正光	20回	95%	13回	100%

（注）取締役福山裕幸氏は、平成27年６月26日開催の第38回定時株主総会から就任のため、全16回となっております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

１．取締役得平　司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見や指摘をいただいております。

２．取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、ＣＳＲの観点からも当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

３．監査役中村　豊氏は、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

４．監査役高橋正光氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

①　名称　　有限責任 あずさ監査法人

②　報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	67百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	130百万円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、②の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
３．当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③　非監査業務の内容
該当事項はありません。

④　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤　責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況についての概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準（コンプライアンス規定）を策定し、これに基づき取締役及び従業員が法令・定款及び当社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② ＣＳＲ委員会及びＣＳＲ経営有識者懇談会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてＣＳＲ経営を実践するため、ＣＳＲ委員会を設置し、ＣＳＲ倫理綱領を基に、コンプライアンス、労働、顧客満足、地域社会、環境問題等に対し取り組みを進める。また、外部の意見を取り入れるためにＣＳＲ経営有識者懇談会を設置し、定期的に取り組み状況の報告及び意見交換を行う。

③ 内部通報制度

取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者は、その役職を問わず、内部通報制度運用規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行う。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

④ 内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、ＩＳＭＳ監査、情報システム監査、情報セキュリティー監査、個人情報保護監査等を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする）を関連資料と共に保存する。

イ　株主総会議事録
ロ　取締役会議事録
ハ　計算書類
ニ　稟議書
ホ　各委員会議事録
ヘ　その他文書管理・取扱規程に定める文書

② 文書管理・取扱規程の改定

文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

③ 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規定を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理規程の策定にあたる。同規程においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

② 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は、災害対処マニュアルを作成し、これに従って危機管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に努め、災害対策についての教育を行う。

4．取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会（又は代表取締役）は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するに当たっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

5．当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理室を設置し、子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。

② 子会社の業務執行は、関係会社基本規約及び各社における社内規程に従うものとし、規約・規程については随時見直しを行う。

③ 子会社の業績・予算管理を適正化するため、毎月関係会社検討委員会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を実施し、重要な子会社との間では、さらに関係会社会議を毎週実施する。

④ 内部監査室は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する内部監査について監査を実施することができる。

6．子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社基本規約により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。

② 毎月関係会社報告会を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 関係会社基本規約に基づき、当社のリスク管理基本要領を子会社に周知徹底する。

② 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理状況の報告を受ける。

③ 重要な子会社は、リスク管理の基本方針を定める。

④ 関係会社管理室は子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実関係を調査の上、取締役会及び監査役会にこれを報告する。

8．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略等を策定し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携を図る。

② 子会社の決裁事項について、関係会社基本規約に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。

9．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。

② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分の状況については報告を受ける。

③ 当社の取締役及び監査役又は使用人に子会社の監査役を兼務させ、子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務執行の適法性を監査する。

10．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人の配置

取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議の上必要な組織改定並びに人事異動を行う。

② 補助使用人の職務

補助使用人は、監査役付の発令を受け、指揮命令に従い監査役業務の補助及び監査役会運営の補助を行う。

③ 補助使用人の独立性

イ 補助使用人は、監査役からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。

ロ 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。

ハ 補助使用人の人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分について、監査役の同意を要するものとする。

11．監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 指揮命令権

監査役は、その職務を補助するために使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。

② 協力体制

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

12．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役の報告義務

取締役は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

② 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与える恐れのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を報告することができる。

③ 報告の方法

報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定するものとする。

④ 内部通報

内部通報制度運用規程に基づき、内部通報受付機関は、監査役に対し、内部通報状況を監査役に報告する。

13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはその恐れのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実等を発見した場合、直ちに当社の関係会社管理室に報告する。

② 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関係会社管理室が当社の監査役に報告するべき事項は、当社の子会社担当役員と監査役との協議により決定した事項とする。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

（通報者の保護）

監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 予算の提示

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。

② 費用等の請求

監査役等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

イ 費用の前払いの請求

ロ 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室の実施する年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策等を求めることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

1．コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を毎週開催し、コンプライアンス意識向上のため毎月テーマを定めた上、役員・従業員に対する定期的な研修を実施しました。

2．リスク管理に対する取り組み

取締役参加の下で毎月１回リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、コントロールに努めました。また、大規模災害を想定した防災訓練を年２回全社的に実施し、防災意識の向上を図りました。

3．職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

毎週１回経営幹部の参加する経営会議を開催し、迅速な意思決定及び効率的な業務執行に努めました。

4．監査役の職務の執行

常勤監査役２名を配置した上で適切な監査を実施する体制を整備しました。常勤監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な社内会議に参加し適切な意見を述べるとともに、内部監査室等の関連部署と連携して会社の重要情報を把握、共有し、監査の実効性確保に努めました。

5．子会社における適切なコンプライアンス、リスク管理、職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

子会社と中期経営計画及び中長期経営戦略に基づく目標、方針を共有するとともに、関係会社管理室において子会社の性質に応じ業績、予算管理について定期的に会議を開催し進捗を把握しました。

関係会社管理室において各子会社よりコンプライアンス報告を受け、定期的にコンプライアンス委員会に報告しました。

各子会社においてリスク管理の基本方針を定めており、関係会社管理室に報告を行っております。

当社の監査役が子会社の監査役を兼務するとともに関係会社管理室より定期的な報告を受け、経営状況その他必要な情報を収集しました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**500,266**	**流動負債**	**296,561**
現金及び預金	31,604	支払手形及び買掛金	79,950
受取手形及び売掛金	59,249	短期借入金	67,695
商品及び製品	356,075	１年内返済予定の長期借入金	59,212
仕掛品	2,303	リース債務	2,512
原材料及び貯蔵品	3,103	未払法人税等	14,629
繰延税金資産	12,274	賞与引当金	8,064
その他	43,049	役員賞与引当金	114
貸倒引当金	△7,393	ポイント引当金	17,073
固定資産	**646,455**	完成工事補償引当金	192
有形固定資産	**438,606**	関係会社整理損失引当金	320
建物及び構築物	224,663	その他	46,796
土地	184,484	**固定負債**	**292,438**
リース資産	10,660	社債	100,316
建設仮勘定	7,379	長期借入金	105,155
その他	11,417	リース債務	11,428
無形固定資産	**35,476**	役員退職慰労引当金	536
投資その他の資産	**172,373**	商品保証引当金	12,522
投資有価証券	4,042	利息返還損失引当金	245
長期貸付金	9,499	商品券等回収引当金	287
退職給付に係る資産	1,755	退職給付に係る負債	23,700
繰延税金資産	13,643	資産除去債務	24,306
差入保証金	113,333	その他	13,938
その他	35,967	**負債合計**	**589,000**
貸倒引当金	△5,868	**純資産の部**	
資産合計	**1,146,722**	**株主資本**	**533,936**
		資本金	71,058
		資本剰余金	73,001
		利益剰余金	458,107
		自己株式	△68,231
		その他の包括利益累計額	456
		その他有価証券評価差額金	934
		為替換算調整勘定	△1,966
		退職給付に係る調整累計額	1,488
		新株予約権	521
		非支配株主持分	22,807
		純資産合計	**557,722**
		負債・純資産合計	**1,146,722**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,612,735**
売上原価	**1,153,234**
売上総利益	**459,501**
販売費及び一般管理費	**401,342**
営業利益	**58,158**
営業外収益	**17,349**
受取利息	1,168
仕入割引	6,961
受取賃貸料	2,963
売電収入	1,807
その他	4,448
営業外費用	**12,772**
支払利息	1,742
為替差損	4,054
賃貸費用	2,317
賃借料	2,330
売電費用	828
その他	1,498
経常利益	**62,734**
特別利益	**1,843**
固定資産売却益	103
関係会社株式売却益	741
投資有価証券売却益	549
受取保険金	353
その他	96
特別損失	**13,508**
固定資産処分損	358
減損損失	7,781
店舗閉鎖損失	4,389
その他	979
税金等調整前当期純利益	**51,070**
法人税、住民税及び事業税	18,810
法人税等調整額	327
当期純利益	**31,932**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,536
親会社株主に帰属する当期純利益	**30,395**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	71,058	70,977	432,236	△88,320	485,951
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△4,524		△4,524
親会社株主に帰属する当期純利益			30,395		30,395
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2,671		20,088	22,760
合併による増加			0		0
連結子会社株式の取得による持分の増減		△647			△647
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	2,024	25,871	20,088	47,984
当連結会計年度末残高	71,058	73,001	458,107	△68,231	533,936

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,598	△2,770	89	△1,082	297	24,231	509,397
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△4,524
親会社株主に帰属する当期純利益							30,395
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							22,760
合併による増加							0
連結子会社株式の取得による持分の増減							△647
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△664	804	1,399	1,539	224	△1,424	339
当連結会計年度変動額合計	△664	804	1,399	1,539	224	△1,424	48,324
当連結会計年度末残高	934	△1,966	1,488	456	521	22,807	557,722

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　32社

・主要な連結子会社の名称　南九州ヤマダ電機株式会社
株式会社沖縄ヤマダ電機
株式会社シー・アイ・シー
株式会社ヤマダエコソリューション
インバースネット株式会社
コスモス・ベリーズ株式会社
株式会社マツヤデンキ
株式会社星電社
株式会社ヤマダフィナンシャル
株式会社九州テックランド
株式会社Project White
株式会社ワイズセレクト
株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム
エス・バイ・エル住工株式会社
コングロエンジニアリング株式会社
エースホーム株式会社
エス・バイ・エルハウジング株式会社
株式会社ベスト電器
株式会社ベストクレジットサービス
株式会社Ｊ・スタッフ
株式会社ベストサービス
株式会社ベストフィナンシャル
株式会社ビー・ピー・シー
株式会社リペア・デポ
株式会社黒川デンキ
株式会社ハウステック
日化メンテナンス株式会社
中部日化サービス株式会社
山田電機（瀋陽）商業有限公司
山田電機（中国）投資有限公司
BEST DENKI MALAYSIA SDN.BHD.
BEST DENKI (SINGAPORE) PTE.LTD.

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　株式会社ワイ・ジャスト
株式会社テス
株式会社群馬総合設備
東金属株式会社

株式会社ヤマダ・ウッドハウス

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　２社

・主要な会社等の名称　株式会社ストリーム

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　株式会社ワイ・ジャスト
株式会社テス
株式会社群馬総合設備
東金属株式会社
株式会社ヤマダ・ウッドハウス

・持分法を適用しない理由　持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

PT. BESTDENKI INDONESIAは、平成27年４月23日に株式譲渡契約を締結し、全株式を売却したため、連結の範囲から除いておりますが、平成27年３月31日までの損益計算書については連結しております。また株式会社ワイズセレクトは、平成27年７月１日付で株式会社キムラヤセレクトを分割会社とする会社分割（新設分割）により新規設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、平成27年９月１日付で、当社は完全子会社でありました株式会社キムラヤセレクトを吸収合併いたしました。

② 持分法の範囲の変更

PT. BESTDENKI DIGICOM INDONESIAは、PT. BESTDENKI INDONESIAの全株式を売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外の連結子会社４社の事業年度の末日は12月31日であり、国内の連結子会社の事業年度の末日は２月末日であります。連結計算書類の作成に当たってはそれぞれの事業年度の末日現在の計算書類を使用しておりますが、それぞれの事業年度の末日から連結決算日３月31日までの期間に発生した重要な取引につきましては、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券
・時価のあるもの　連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
ハ．デリバティブ　時価法によっております。
ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法
当社及び連結子会社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
イ．有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）　当社及び連結子会社は主として定率法を採用しております。
ただし、当社及び連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び一部の機械及び装置は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　２年から47年
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産　当社及び連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお一部の連結子会社は、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
ニ．長期前払費用　定額法によっております。
③ 重要な引当金の計上基準
イ．貸倒引当金　当社及び連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は、従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．役員賞与引当金　当社及び一部の連結子会社は、役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ニ．ポイント引当金　当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

ホ．完成工事補償引当金　一部の連結子会社は、引渡済建物の瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の支出に備えるため、完成工事高及び分譲用建物売上高に過去の一定期間における瑕疵担保責任に基づく補償費及びアフターサービス補修費の実績から算出した実績率を乗じた発生見込額を計上しております。

ヘ．関係会社整理損失引当金　一部の連結子会社は、関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

ト．役員退職慰労引当金　一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

チ．商品保証引当金　当社及び当社と同様の事業を営む連結子会社は、販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌連結会計年度以降の修理費用見込額を計上しております。

リ．利息返還損失引当金　一部の連結子会社は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息部分について、顧客からの返還請求発生見込額を計上しております。

ヌ．商品券等回収引当金　一部の連結子会社は、一定期間経過後に収益計上した未回収の商品券等が将来回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップ取引のうち、適用要件を満たすものについては特例処理によっております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段） 金利関連…金利スワップ取引 （ヘッジ対象） 金利関連…長期借入金
ハ．ヘッジ方針	金利スワップ取引は、金利の市場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的で行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定は省略しております。

⑥　重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

ａ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事	工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
ｂ．その他の工事	工事完成基準

⑦　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

ロ．連結納税制度の適用　　一部の連結子会社において連結納税制度を適用しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)、連結会計基準第44－５項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ248百万円増加し、税金等調整前当期純利益は247百万円増加しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が647百万円減少しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は647百万円減少しております。

なお、当会計基準等の適用により当連結会計年度の１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

３．会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当連結会計年度において、当社及び一部の連結子会社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額8,480百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は当連結会計年度末において行ったため、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

４．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「商品券等回収引当金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「商品券等回収引当金」は78百万円であります。

（連結損益計算書）

(1) 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「売電収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「売電収入」は1,714百万円であります。

(2) 前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「関係会社株式売却益」及び「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「関係会社株式売却益」は126百万円、「投資有価証券売却益」は60百万円であります。

５．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地　118百万円

土地については、一部の連結子会社で、顧客の住宅ローン61百万円を担保するための物上保証に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　275,627百万円

(3) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物104百万円、その他有形固定資産３百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っております。

(4) 偶発債務

① 信販会社等に対する売掛金14,950百万円を債権譲渡しております。

② 住宅購入者等のための保証債務　823百万円

③ その他　43百万円

(5) 受取手形割引高　1,428百万円

(6) コミットメントライン（融資枠）契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関７社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

6．連結損益計算書に関する注記

（店舗閉鎖損失）

経営構造改革のひとつである「店舗効率向上」の一環として店舗閉鎖を行ったことから、当連結会計年度において発生した金額を店舗閉鎖損失として、4,389百万円を特別損失に計上しております。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	966,489千株	－千株	－千株	966,489千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	212,458千株	0千株	48,324千株	164,133千株

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り分であります。また、自己株式の数の減少は、第三者割当による自己株式の処分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年６月26日開催の第38回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　4,524百万円
・１株当たり配当金額　6円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成28年６月29日開催予定の第39回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　9,628百万円
・１株当たり配当金額　12円
・配当の原資　利益剰余金
・基準日　平成28年３月31日
・効力発生日　平成28年６月30日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

会社名	株式会社ヤマダ電機	株式会社ヤマダ電機
内容	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債分	ストックオプションとしての新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	185,873,605株	1,568,000株
新株予約権の残高	－	521百万円

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権及び長期貸付金については、各事業部門が定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブは、リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	31,604	31,604	－
(2) 受取手形及び売掛金	59,249		
貸倒引当金(＊1)	△3,577		
	55,672	55,672	－
(3) 投資有価証券(＊2)			
その他有価証券	3,381	3,889	507
(4) 差入保証金（1年内回収予定のものを含む）(＊3)	102,254		
貸倒引当金(＊1)	△61		
	102,192	107,185	4,992
資産計	192,851	198,351	5,500
(5) 支払手形及び買掛金	79,950	79,950	－
(6) 短期借入金	67,695	67,695	－
(7) 社債	100,316	98,807	△1,508
(8) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	164,368	173,944	9,575
負債計	412,330	420,397	8,066
(9) デリバティブ取引（＊4）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	(86)	(86)	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	(86)	(86)	－

（＊1）受取手形及び売掛金、差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊2）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

（＊3）一部の連結子会社が保証金として供託している国債が含まれております。
（＊4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価について、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、元金を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(9) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

当社は、為替予約取引を利用しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記 (8) 参照）。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投資有価証券（＊１）	
(1) 子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	337
関連会社株式	11
(2) その他有価証券	
非上場株式	287
投資事業組合出資（＊２）	24
差入保証金（＊３）	17,363

（＊１）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

（＊２）投資事業組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められているもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。

（＊３）償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(4) 差入保証金」には含めておりません。

９．賃貸等不動産に関する注記

総額に重要性が乏しいため記載しておりません。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　666円03銭

(2) １株当たり当期純利益　38円22銭

11．重要な後発事象に関する注記

（平成28年熊本地震による被害の発生）

平成28年４月に発生しました平成28年熊本地震により、当社及び当社グループの該当地区の店舗において、商品や建物の損傷・損壊等の被害が発生しております。

当該事象が連結計算書類に与える影響は、現在調査中であります。

12．その他の注記

（減損損失）

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島県　他	営業店舗、事業用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産 その他
茨城県　他	転貸店舗、賃貸用資産	建物及び構築物、土地、リース資産、その他有形固定資産 その他
－	その他	のれん

当連結グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗及び事業所を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎

にグルーピングしております。なお一部の連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。この他に、本社・工場等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、事業用資産、転貸資産、賃貸用資産及び共用資産、また株式取得時に検討した事業計画において想定していた収益が見込めなくなったのれんについては、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7,781百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物及び構築物」3,232百万円、「土地」22百万円、「リース資産」884百万円、「その他有形固定資産」1,071百万円、「無形固定資産」1,607百万円、「その他投資その他の資産」962百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、リース資産、無形固定資産及びその他投資その他の資産については、正味売却価額を零として評価しています。なお、のれんについては、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（日本公認会計士協会　会計制度委員会報告第７号）第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 﨑 康 行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健 太 郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 一 行 男	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監　査　役　中　村　豊　㊞

監　査　役　高　橋　正　光　㊞

（注）１．監査役中村　豊及び監査役高橋正光は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

２．常勤監査役唐澤銀司は平成28年４月15日付をもって辞任いたしましたので、監査報告書に署名捺印はいたしておりません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**417,193**	**流動負債**	**257,618**
現金及び預金	17,959	支払手形	261
売掛金	43,957	買掛金	62,521
商品	287,674	短期借入金	70,571
貯蔵品	1,402	1年内返済予定の長期借入金	54,773
関係会社短期貸付金	24,682	リース債務	1,899
前払費用	5,842	未払金	16,367
繰延税金資産	11,425	未払費用	3,250
未収入金	19,390	未払法人税等	11,830
1年内回収予定の差入保証金	5,855	前受金	9,548
その他	1,310	賞与引当金	6,283
貸倒引当金	△2,308	役員賞与引当金	112
固定資産	**616,862**	ポイント引当金	15,919
有形固定資産	**378,140**	その他	4,281
建物	185,277	**固定負債**	**263,074**
構築物	5,150	社債	100,316
機械及び装置	1,320	長期借入金	97,800
車両運搬具	4	リース債務	9,561
工具器具及び備品	7,875	退職給付引当金	18,773
土地	162,262	商品保証引当金	8,971
リース資産	9,010	資産除去債務	21,000
建設仮勘定	7,238	その他	6,649
無形固定資産	**32,199**	**負債合計**	**520,693**
借地権	31,686	**純資産の部**	
その他	513	**株主資本**	**512,448**
投資その他の資産	**206,522**	**資本金**	**71,058**
投資有価証券	957	**資本剰余金**	**73,649**
関係会社株式	28,421	資本準備金	70,977
関係会社長期貸付金	53,690	その他資本剰余金	2,671
長期前払費用	9,354	**利益剰余金**	**435,971**
繰延税金資産	16,718	利益準備金	312
差入保証金	98,449	その他利益剰余金	435,659
その他	17,373	別途積立金	406,000
貸倒引当金	△18,442	繰越利益剰余金	29,659
		自己株式	**△68,231**
		評価・換算差額等	**393**
		その他有価証券評価差額金	**393**
		新株予約権	**521**
		純資産合計	**513,362**
資産合計	**1,034,055**	**負債・純資産合計**	**1,034,055**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,420,744**
売上原価	**1,059,803**
売上総利益	**360,941**
販売費及び一般管理費	**313,597**
営業利益	**47,344**
営業外収益	**16,820**
受取利息	1,385
仕入割引	6,924
受取賃貸料	2,181
その他	6,329
営業外費用	**10,517**
支払利息	1,515
賃貸費用	2,009
賃借料	2,214
為替差損	3,042
その他	1,734
経常利益	**53,648**
特別利益	**500**
投資有価証券売却益	497
その他	3
特別損失	**16,663**
固定資産処分損	255
減損損失	6,201
店舗閉鎖損失	4,381
関係会社株式評価損	5,390
その他	434
税引前当期純利益	**37,485**
法人税、住民税及び事業税	14,941
法人税等調整額	973
当期純利益	**21,570**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	71,058	70,977	－	70,977	312	400,000	18,613	418,925	△88,320	472,640
当期変動額										
別途積立金の積立						6,000	△6,000	－		－
剰余金の配当							△4,524	△4,524		△4,524
当期純利益							21,570	21,570		21,570
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			2,671	2,671					20,088	22,760
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	2,671	2,671	－	6,000	11,046	17,046	20,088	39,807
当期末残高	71,058	70,977	2,671	73,649	312	406,000	29,659	435,971	△68,231	512,448

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	954	954	297	473,893
当期変動額				
別途積立金の積立				－
剰余金の配当				△4,524
当期純利益				21,570
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				22,760
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△561	△561	224	△337
当期変動額合計	△561	△561	224	39,469
当期末残高	393	393	521	513,362

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ デリバティブ　時価法によっております。

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社は、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（賃貸不動産を含む、リース資産を除く）　定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び機械及び装置については、定額法によっております。なお、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、３年間で均等償却する方法によっております。

建物　３年から47年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

③ リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③　役員賞与引当金　　役員への賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

④　ポイント引当金　　顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額を計上しております。

⑤　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理することとしております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑥　商品保証引当金　　販売した商品の保証に関わる将来の修理費用の支払いに備えるため、過去の修理実績に基づき翌事業年度以降の修理費用見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについて特例処理を採用しております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…デリバティブ取引（金利スワップ取引）
ヘッジ対象…長期借入金

③　ヘッジ方針　　当社は、金利の相場変動リスクに晒されている資産・負債に係るリスクをヘッジする目的のみにデリバティブ取引を行うものとしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

①　退職給付に係る会計処理の方法　　計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しております。

②　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(4)及び事業分離等会計基準第57－４項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア」（当事業年度は、249百万円）及び「電話加入権」（当事業年度は、264百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「受取賃貸料」は1,926百万円であります。

４．会計上の見積りの変更に関する注記

（資産除去債務の見積りの変更）

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、退店等による新たな情報の入手に伴い、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

見積りの変更による増加額8,335百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は当事業年度末において行ったため、当事業年度の損益に与える影響はありません。

５．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　183,973百万円

(2) 過年度において、電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金の受入れにより、建物104百万円、工具器具及び備品３百万円、計107百万円の圧縮記帳を行っております。

(3) 偶発債務

①　信販会社に対する売掛金13,900百万円を債権譲渡しております。

② 次の子会社について、金融機関及びリース会社からの債務に対し連帯保証を行っております。

対象会社	保証先	保証額
株式会社ハウステック	金融機関	600百万円
東金属株式会社	リース会社	15百万円

③ 次の子会社について、金融機関からの借入に対し経営指導念書を差し入れております。

対象会社	対象債務残高
株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム	1,560百万円
株式会社ベスト電器	4,827百万円
計	6,387百万円

(4) コミットメントライン（融資枠）契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関７社とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

総貸付極度額	50,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	50,000百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	53,044百万円
② 長期金銭債権	53,778百万円
③ 短期金銭債務	5,920百万円
④ 長期金銭債務	107百万円

６．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	224,661百万円
② 仕入高	10,724百万円
③ その他	4,652百万円
④ 営業取引以外の取引高	1,799百万円

(2) 店舗閉鎖損失

経営構造改革のひとつである「店舗効率向上」の一環として店舗閉鎖を行ったことから、当連結会計年度において発生した金額を店舗閉鎖損失として、4,381百万円を特別損失に計上しております。

７．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	212,458千株	0千株	48,324千株	164,133千株

(注)自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り分であります。また、自己株式の数の減少は、第三者割当による自己株式の処分であります。

８．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
商品評価減損金不算入額	1,085百万円
減損損失	5,549
投資有価証券評価損	187
関係会社株式評価損	4,441
貸倒引当金損金算入限度超過額	6,321
賞与引当金損金算入限度超過額	1,928
ポイント引当金損金算入限度超過額	4,885
退職給付引当金損金算入限度超過額	5,748
商品保証引当金損金算入限度超過額	2,738
資産除去債務	6,396
未確定債務	461
その他	3,383
繰延税金資産小計	43,128
評価性引当額	△6,707
繰延税金資産合計	36,420
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,850
為替差益	△2,630
合併受入資産評価差額	△741
その他	△54
繰延税金負債合計	△8,277
繰延税金資産（負債）の純額	28,143

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,372百万円減少し、法人税等調整額（借方）が1,375百万円、その他有価証券評価差額金が２百万円、それぞれ増加しております。

9．関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ベスト電器	福岡県福岡市博多区	百万円 37,892	家庭電化製品販売	(所有) 直接 52.1	経営指導念書の差入 資金の貸付 役員の兼任 (5人)	商品の売上 (注) 1	114,001	売掛金	14,882
子会社	山田電機(中国)投資有限公司	中国北京市	千ドル 30,000	投資、卸売業	(所有) 直接 100.0	資金の貸付 役員の兼任 (1人)	資金の貸付 (注) 2	―	長期貸付金	13,142
子会社	山田電機(瀋陽)商業有限公司	中国遼寧省瀋陽市	千ドル 66,000	家電・情報家電等の販売	(所有) 直接 50.0 間接 50.0	資金の貸付 役員の兼任 (1人)	貸金の貸付 (注) 2	―	長期貸付金	14,333

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1．商品の売上については、市場価格を勘案して双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2．資金の貸付に係る利息については、当該子会社の財政状態及び市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3．取引金額には消費税等を含んでおりません。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社(当該会社の子会社を含む)	株式会社テックプランニング	群馬県高崎市	53	不動産取引業	(被所有) 直接 8.14 当社代表取締役社長 山田昇及び近親者が100%直接保有の会社	店舗寮等の賃貸借及び保証金の差入 役員の兼任 (6人)	賃借料の支払及び保証金の差入 (注) 1	957	前払費用 (前払賃借料)	86
									1年以内回収予定の差入保証金	146
									差入保証金	2,572
	株式会社ブインプル	群馬県高崎市	99	化粧品販売業	なし	株式会社テックプランニングの子会社 役員の兼任 (1人)	商品の仕入 (注) 2	122	買掛金	16
	株式会社気正一電	鹿児島県鹿児島市	75	家庭電化製品販売修理及び等	なし	当社取締役折田正二及びその近親者が議決権の100%を直接保有している会社の子会社 電化製品の取付工事及び配送業務等	外注工事 (注) 3	88	買掛金	7
							外注運賃 (注) 3	39	未払金	6

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注) 1．賃借料の支払及び保証金の差入については、近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2．商品の仕入については、類似商品の市場価格を勘案して決定しております。

3．外注工事及び外注運賃については、市場価格を勘案して決定しております。

4．取引金額には消費税等を含んでおりません。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	639円16銭
(2) １株当たり当期純利益	27円12銭

11．重要な後発事象に関する注記

（平成28年熊本地震による被害の発生）

連結注記表の「11．重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

12．連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13．その他の注記

（減損損失）

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
広島県　他	営業店舗	建物、構築物、機械及び装置、工具器具及び備品、リース資産、その他
茨城県　他	転貸店舗、賃貸用資産	建物、構築物、その他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として主として店舗を基本単位とし、また転貸店舗、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスで、資産グループの固定資産簿価を全額回収できる可能性が低いと判断した店舗資産、転貸資産、賃貸用資産については、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（6,201百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は、「建物」2,315百万円、「構築物」526百万円、「機械及び装置」208百万円、「工具器具及び備品」860百万円、「リース資産」883百万円、「借地権」455百万円、「その他無形固定資産」1百万円、「長期前払費用」179百万円、「その他投資その他の資産」769百万円であります。なお、当該資産グループの回収可能価額は主に正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額等を基に評価し、無形固定資産、リース資産及び長期前払費用については、正味売却価額を零として評価しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長 﨑 康 行	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御 厨 健 太 郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 一 行 男	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月16日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監　査　役　中　村　豊　㊞

監　査　役　高　橋　正　光　㊞

(注) １．監査役中村　豊及び監査役高橋正光は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

２．常勤監査役唐澤銀司は平成28年４月15日付をもって辞任いたしましたので、監査報告書に署名捺印はいたしておりません。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案から第５号議案まで）＞

第１号議案から第５号議案までは、会社提案によるものです。

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への配当の安定性と継続性、企業体質の強化のための内部留保の充実等を総合的に勘案いたしまして以下のとおり期末配当及び、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金12円　　総額　9,628,272,708円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　10,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　10,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社の事業規模の拡大と事業内容の多様化に備えるため、事業目的に追加、所要の変更を行うものであります。（変更案 第２条）

（２）株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を代表取締役に変更するものであります。（変更案 第14条、第15条、第24条）

（３）経営体制の一層の充実を図るため、役付取締役に取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。（変更案 第23条）

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（目的） 第２条（条文省略） １．～５．（条文省略） （新設） ６．～12．（条文省略） 13．コンピュータ一システムの設計、開発、販売、保守、管理業務。 14．～17．（条文省略） 18．金銭貸付業。 （新設） （新設） 19．（条文省略） （新設） 20．（条文省略） 21．自動車の販売に関する業務。	（目的） 第２条（現行どおり） １．～５．（現行どおり） ６．カタログによる通信販売業。 ７．～13．（現行どおり） 14．コンピュータシステム、コンピュータソフトの設計、開発、販売、保守、管理及び技術指導並びに代行。 15．～18．（現行どおり） 19．金銭貸付業及び金銭の貸借の媒介・保証・集金並びに支払いの代行。 20．有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、クレジットカードの取扱いに関する業務及び総合リース業。 21．金融商品仲介業。 22．（現行どおり） 23．結婚相談及び冠婚葬祭に関する情報の提供並びに仲介、斡旋。 24．（現行どおり） 25．自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両及びこれらの部品附属品等の販売、輸出入及び賃貸並びに整備業に関する業務。

現　行　定　款	変　更　案
22. ～23. （条文省略）	26. ～27. （現行どおり）
（新設）	28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具貸与事業。
（新設）	29. 介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業及び介護予防支援事業。
24. ～25. （条文省略）	30. ～31. （現行どおり）
26. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、販売、管理、運営。	32. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、売買、管理、運営。
27. ～28. （条文省略）	33. ～34. （現行どおり）
第３条～第13条（条文省略）	第３条～第13条（現行どおり）
（招集） 第14条（条文省略） ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役会長または取締役社長が招集する。ただし、取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	（招集） 第14条（現行どおり） ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役が招集する。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
（議長） 第15条 株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。取締役会長および取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	（議長） 第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第16条～第22条（条文省略）	第16条～第22条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第23条（条文省略） ② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第23条（現行どおり） ② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。 ② 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第３号議案　取締役17名選任の件

取締役全員（16名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の充実・強化を図るため、取締役１名を増員し、新任の候補者５名を含む取締役17名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	山田　昇（やまだ　のぼる） （昭和18年２月11日生） 【 再任 】	昭和58年９月　当社代表取締役社長 平成20年６月　当社代表取締役会長 兼 代表執行役員ＣＥＯ 平成25年６月　当社代表取締役社長 兼 代表執行役員ＣＥＯ 平成28年４月　当社代表取締役会長 兼 取締役会議長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社テックプランニング 代表取締役社長 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 代表取締役	24,516,920株
2	一宮忠男（いちみや　ただお） （昭和30年８月13日生） 【 再任 】	昭和58年９月　当社商品部長 昭和61年７月　当社取締役 昭和62年５月　当社常務取締役 昭和63年５月　当社専務取締役 平成７年４月　当社取締役副社長 平成20年６月　当社代表取締役社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ 平成25年６月　当社代表取締役副社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ 平成26年５月　当社代表取締役副社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ 兼 営業本部長 平成26年12月　当社代表取締役副社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ 兼 商品本部長 平成28年４月　当社代表取締役副会長 兼 代表執行役員ＣＥＯ（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社テックプランニング 監査役	1,025,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	桑野 光正（くわの みつまさ） （昭和29年12月19日生） 【再任】	平成16年12月　当社礎生塾塾長 平成17年12月　当社執行役員 礎生塾塾長 平成18年６月　当社取締役 常務執行役員 総務本部副本部長 平成20年６月　当社取締役 兼 執行役員専務 総務本部副本部長 平成22年８月　当社取締役 兼 執行役員専務 総務本部長 兼 礎生塾塾長 平成24年４月　当社取締役 兼 執行役員専務 総務本部長 平成25年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 平成26年１月　当社取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 兼 人事構成改革室長 平成27年３月　当社取締役 兼 執行役員常務 総務本部長 平成28年４月　当社代表取締役社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	22,000株
4	飯塚 裕恭（いいづか ひろやす） （昭和40年１月18日生） 【再任】	平成３年４月　当社情報処理部長 平成５年６月　当社取締役 平成12年10月　当社常務取締役 平成14年７月　当社専務取締役 平成16年６月　当社取締役 専務執行役員 平成16年12月　当社取締役 専務執行役員 情報システム事業部長 平成20年６月　当社取締役 兼 執行役員副社長 ＣＩＯ ＩＴ事業本部長 兼 システム事業部長 平成25年６月　当社取締役 兼 執行役員専務 ＣＩＯ ＩＴ事業本部長 兼 システム事業部長 兼 国内ＮＥＴ販売事業部長 平成27年３月　当社取締役 兼 執行役員専務 ＣＩＯ ＩＴ事業本部長 兼 システム事業部長 平成28年１月　当社取締役 兼 執行役員専務 Ｎｅｗビジネス開発室長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	13,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	岡本 潤（おかもと じゅん） （昭和31年４月28日生） 【 再任 】	平成18年４月　当社社長室付顧問 平成18年６月　当社取締役 専務執行役員 平成19年６月　当社取締役 専務執行役員 経営企画室長 平成20年６月　当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 平成24年４月　当社取締役 兼 執行役員副社長 経営企画室長 兼 ＳＸＬ担当室長 兼 ＣＳＲ推進室長 平成25年６月　当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 ＳＸＬ担当室長 兼 ＣＳＲ推進室長 平成28年４月　当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 ＣＳＲ推進室長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社Project White 取締役 株式会社ベスト電器 取締役 株式会社ハウステック 取締役 株式会社シー・アイ・シー 取締役 株式会社ヤマダエコソリューション 取締役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 取締役 東金属株式会社 取締役	31,000株
6	樋口 春彦（ひぐち はるひこ） （昭和35年３月９日生） 【 再任 】	平成10年６月　当社法務相談室長 平成17年６月　当社取締役 常務執行役員 法務相談室長 平成20年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 法務室長 平成25年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 法務室長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社テックプランニング 取締役	2,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	小林辰夫（こばやしたつお） (昭和39年７月６日生) 【 再任 】	平成18年５月　当社理事 広報室副室長 平成19年６月　当社常務執行役員 営業総合企画室長 平成20年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 営業本部営業統括部長 平成22年２月　当社取締役 兼 執行役員常務 第一営業本部長 平成24年４月　当社取締役 兼 執行役員常務 営業本部 営業推進事業部長 兼 第一営業事業部長 平成25年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部 営業推進事業部長 兼 第一営業事業部長 平成25年12月　当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部 営業推進室長 兼 東日本営業事業部長 平成26年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 法人事業本部長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	11,300株
8	山田重彰（やまだしげあき） (昭和34年12月22日生) 【 再任 】	平成22年６月　当社執行役員常務 海外事業戦略室 部長 平成23年２月　当社執行役員常務 開発本部 店舗開発部 西日本エリア担当部長 平成24年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 開発本部 副本部長 兼 店舗開発部長 西日本担当 平成25年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部 副本部長 兼 店舗開発部長 平成25年８月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部 副本部長 兼 不動産開発審査部長 平成26年２月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部 副本部長 平成27年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 取締役 株式会社群馬総合設備 取締役 株式会社ワイ・ジャスト 取締役 株式会社テックプランニング 取締役	3,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9	古谷野 賢一（こやの けんいち） （昭和36年１月28日生） 【 再任 】	平成21年６月 当社執行役員常務 管財本部 副本部長 平成24年４月 当社執行役員常務 管財本部 財務室長 兼 関係会社損益管理部長 平成24年６月 当社取締役 兼 執行役員常務 管財本部 財務室長 兼 関係会社損益管理部長 平成25年６月 当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部 財務室長 兼 関係会社管理室長 兼 関係会社損益管理部長 平成26年６月 当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部 副本部長 平成27年３月 当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部長 兼 関係会社管理室長 平成28年４月 当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部長（現任） 【重要な兼職の状況】 なし	5,600株
10	折田 正二（おりた しょうじ） （昭和47年11月３日生） 【 再任 】	平成20年10月 株式会社九州テックランド 代表取締役社長（現任） 平成20年10月 当社入社 当社執行役員常務 管財本部 関係会社管理室 九州テックランド担当部長 平成23年10月 当社執行役員常務 第一営業本部 副本部長 兼 九州テックランド担当部長 平成25年５月 当社執行役員 営業本部 営業推進事業部 第一営業事業部 副事業部長 平成25年12月 当社執行役員 営業本部 西日本営業事業部長 平成26年６月 当社取締役 兼 執行役員 営業本部 家電事業部長 平成26年12月 当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社九州テックランド 代表取締役社長 株式会社沖縄ヤマダ電機 代表取締役社長 南九州ヤマダ電機株式会社 代表取締役社長 株式会社マツヤデンキ 取締役 株式会社星電社 取締役 株式会社ベスト電器 取締役	1,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
11	新井（あらい） 仁（ひとし） （昭和35年８月26日生） 【 新任 】	昭和59年３月　当社入社 平成８年６月　当社取締役 管理本部 副本部長 兼 財務部長 平成10年12月　当社取締役 経営企画室長 平成13年８月　当社取締役 内部監査室長 平成13年11月　当社取締役 サービス本部長 平成15年５月　当社取締役 物流部長 平成16年６月　当社上席執行役員 物流部長 平成18年４月　当社上席執行役員 管財本部 管理部長 兼 精査管理室長 平成20年４月　当社執行役員常務 管財本部 管理部長 平成25年５月　当社執行役員 管財本部 管理室長 平成28年４月　当社執行役員 管財本部 副本部長 兼 管理室長 兼 関係会社管理室長 兼 Ｓ×Ｌ・ウッドハウス・ハウステック事業管理室長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社シー・アイ・シー 取締役 株式会社ヤマダ・ウッドハウス 取締役 インバースネット株式会社 取締役	－株
12	草村（くさむら） 達也（たつや） （昭和33年５月15日生） 【 新任 】	平成９年11月　当社入社 平成12年１月　当社営業本部 営業企画部長 平成13年11月　当社理事 商品管理事業本部 白物商品管理事業部長 平成17年７月　当社執行役員 商品管理事業本部 副本部長 平成21年４月　当社執行役員 商品企画室長 平成22年２月　当社執行役員常務 商品本部 商品企画室長 平成25年５月　当社執行役員 物流事業部長 兼 営業本部 商品事業部 商品企画室長 兼 国内ＮＥＴ販売事業部長 平成28年４月　当社執行役員 商品本部長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
13	福田 貴之（ふくだ たかゆき） （昭和49年８月30日生） 【 新任 】	平成10年２月　当社入社 平成15年６月　当社法務相談室長 平成21年４月　当社開発本部 店舗管理部 部長代理 平成23年２月　当社開発本部 店舗管理部 店舗管理課 部長 平成24年４月　当社理事 開発本部 店舗施工管理部長 平成25年５月　当社理事補 開発本部 店舗施工管理部長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	－株
14	上野 善紀（うえの よしのり） （昭和46年12月２日生） 【 新任 】	平成２年４月　株式会社ベスト電器入社 平成18年12月　同社営業企画部 課長 平成22年３月　同社新中期経営計画推進室 次長 平成22年６月　同社販促部 次長 平成26年４月　当社入社 平成26年４月　当社営業本部 営業戦略室長 平成26年５月　当社営業本部 家電事業部 営業戦略室長 平成26年12月　当社営業本部 営業戦略室長 平成28年４月　当社営業戦略本部長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	－株
15	鈴木 淳一（すずき じゅんいち） （昭和33年11月11日生） 【 新任 】	昭和59年12月　九十九電機株式会社入社 昭和59年12月　同社専務取締役 平成９年４月　同社代表取締役社長 平成21年３月　同社退社 平成21年３月　株式会社Project White入社 平成21年３月　同社取締役副社長 平成25年５月　同社代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】　なし	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
16	得平（とくひら）　司（つかさ） （昭和29年５月３日生） 社外取締役候補者 【再任】	昭和49年４月　株式会社販売能率増進本部 入社 昭和59年４月　同社指導部長 昭和62年２月　有限会社フィック 代表取締役社長（現任） 平成19年７月　株式会社クロス 代表取締役社長（現任） 平成26年６月　当社取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 有限会社フィック 代表取締役社長 株式会社クロス 代表取締役社長	4,300株
17	福山（ふくやま）　裕幸（ひろゆき） （昭和17年12月15日生） 社外取締役候補者 【再任】	昭和40年４月　株式会社日立製作所 入社 平成２年５月　日立エアコンディショニングプロダクツ マレーシア社 社長 平成11年４月　株式会社日立製作所 理事 家電グループ 家電営業本部長 平成12年４月　株式会社日立ＧＥライティング 取締役社長 平成14年11月　株式会社日立製作所 理事 品質保証本部長 平成19年４月　同社執行役常務 品質保証・生産技術担当 平成20年３月　同社退任 平成20年４月　福山裕幸技術士事務所 代表（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 福山裕幸技術士事務所 代表	700株

（注）１．取締役候補者 得平 司 氏は、株式会社クロスの代表取締役社長を務めており、当社は同社と業務委託などの取引関係がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。
その他取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
２．山田 昇 氏は、平成28年５月に開催される株式会社ヤマダ・エスバイエルホームの定時株主総会において、取締役に就任する予定であります。
３．新井 仁 氏は、平成28年５月に開催される株式会社Project White、株式会社ベスト電器、株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム、株式会社ハウステック、コスモス・ベリーズ株式会社、株式会社ヤマダエコソリューション、東金属株式会社、各社の定時株主総会において、取締役に就任する予定であります。
４．草村 達也 氏は、平成28年５月に開催されるコスモス・ベリーズ株式会社の定時株主総会において、取締役に就任する予定であります。
５．福田 貴之 氏は、平成28年５月に開催される株式会社群馬総合設備の定時株主総会において、取締役に就任する予定であります。
６．鈴木 淳一 氏は、株式会社Project Whiteの代表取締役社長でありますが、平成28年５月に開催される同社の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任する予定であります。
７．得平 司 氏、福山 裕幸 氏の両名は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、得平 司 氏、福山 裕幸 氏の両名を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、両名が取締役に再任され就任した場合には、両名は引き続き独立役員となる予定であります。
８．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
（1）社外監査役候補者の選任理由について
得平 司 氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき当社の経営に対して有益なご意見や指摘をいただけるものと判断し、また、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって２年であります。
福山 裕幸 氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、ＣＳＲの観点からも当社の経営に対して有益なご意見や指摘をいただけるものと判断し、また、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって１年であります。
両名共、十分にその職務を果たしていることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
（2）会社またはその特定関係事業者との事実関係について
該当事項はありません。
（3）社外取締役との責任限定契約について
該当事項はありません。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役 唐澤 銀司 氏は、平成28年４月15日付で辞任により退任しております。つきましては、新たに監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
飯村 北（いいむら そむく） （昭和28年４月14日生） 社外監査役候補者 【新任】	昭和61年４月　弁護士登録 昭和61年４月　枡田・江尻法律事務所入所 昭和63年10月　米国 Rogers & Wells法律事務所（現Clifford Chance法律事務所）出向 平成３年７月　枡田・江尻法律事務所復帰 平成４年１月　同所パートナー弁護士 平成19年７月　合併により西村あさひ法律事務所入所 平成19年７月　同所パートナー弁護士(現任) 平成26年６月　マルハニチロ株式会社 社外取締役(現任) 【重要な兼職の状況】 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 マルハニチロ株式会社 社外取締役	－株

（注）１．監査役候補者 飯村 北 氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士を務めており、当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.001%とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。

２．飯村 北 氏は、社外監査役候補者であります。

３．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

（１）社外監査役候補者の選任理由について

飯村 北 氏は、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス及び経営に貢献いただけると判断し、候補者としております。

なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

（２）社外監査役候補者が過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあることについて

該当事項はありません。

（３）社外監査役候補者との責任限定契約について

該当事項はありません。

第５号議案　取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の内容改定の件

当社の取締役に対するストックオプション報酬額は、平成25年６月27日開催の第36回定時株主総会において、年額300,000千円以内とする旨ご承認いただいております。

今般、取締役に対するストックオプション制度を見直し、継続的な業績向上に伴う取締役報酬の増額等を勘案し、より一層株主の皆様の利益を重視した経営及び事業展開を図るため、当社の取締役に対するストックオプション報酬額を年額450,000千円以内に改定いたしたく存じます。

なお、現在の取締役は16名（うち社外取締役２名）であり、第３号議案のご承認が得られますと、取締役は17名（うち社外取締役２名）となります。

また、改定後の新株予約権の内容は次のとおりであります。

（１）新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内に割当てる新株予約権の数は10,000個を上限とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は１個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

（３）新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した１株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込に代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

（６）新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、上記（５）の期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

＜株主提案（第６号議案）＞

第６号議案は、株主（１名）からの提案によるものであります。

第６号議案　定款の一部変更の件（株主提案による議案）

第１　提案内容

株主総会について定めた定款の条項に、以下の条文を加える。

１　総会において議長に対する不信任の動議が出されたときは、動議の理由を説明させたうえで採決する。

２　総会において株主提案があったときは、提案者の氏名を明らかにしたうえで、提案理由を説明する機会を与える。

第２　提案理由

株主総会を公平に行うため。

（会社注）以上は、株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。

◇取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の株主総会におきましては、従前より会社法第314条（取締役等の説明義務）、第315条（議長の権限）等の法令に基づき、状況に応じた適法かつ適切な運営がなされておりますので、定款に本議案のような規定を設ける必要はないものと判断しております。

以　上

会 場 ご 案 内 図

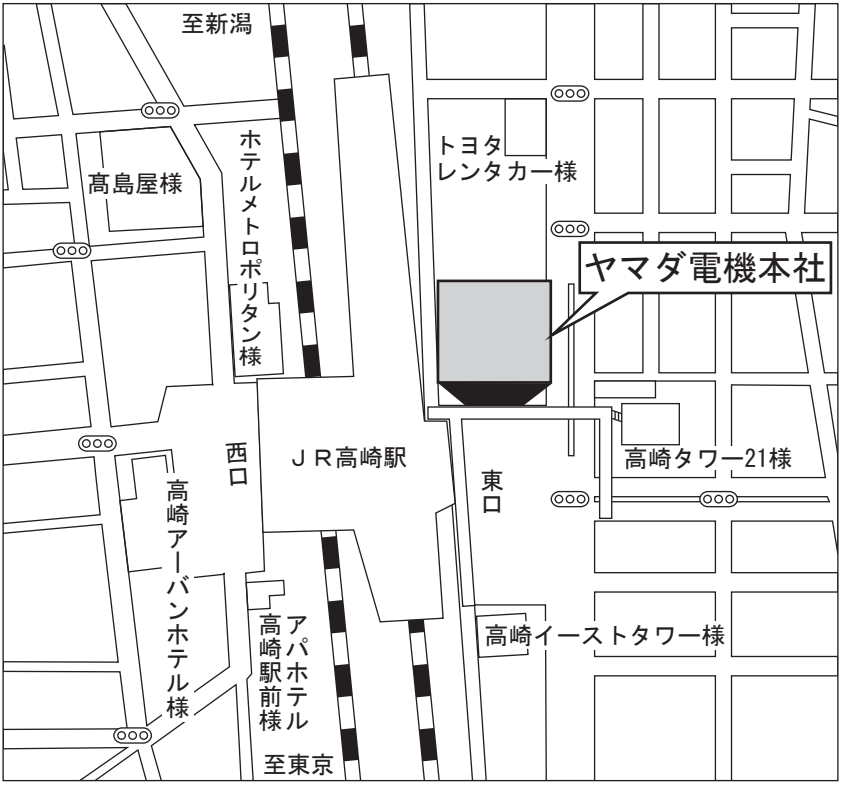

●ＪＲ高崎駅東口より徒歩１分
●関越自動車道「高崎ＩＣ」より約20分
※車でお越しの際は、本社立体駐車場をご利用ください。
※ＪＲ高崎駅周辺の道路は、交通渋滞の発生がみこまれますので、
できる限り公共交通機関をご利用ください。